

ソルベンシー・マージン比率

国内の保険会社は、保険業法施行規則第86条及び第87条並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づき、ソルベンシー・マージン比率を算出しております。

保険会社は、保険金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」(下表の(B))に対する「保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわちソルベンシー・マージン総額：下表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたのが、「ソルベンシー・マージン比率」(下表の(C))であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,105	11,236
資本金又は基金等	9,845	10,312
価格変動準備金	17	20
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,058	547
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額 (税効果控除前)	184	356
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	3,470	3,471
一般保険リスク (R ₁)	3,054	3,054
第三分野保険の保険リスク (R ₂)	-	-
予定利率リスク (R ₃)	0	0
資産運用リスク (R ₄)	227	236
経営管理リスク (R ₅)	107	107
巨大災害リスク (R ₆)	300	300
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	640.0%	647.4%

(参考) 当事業年度末(平成24年3月31日)から適用される新基準による数値

ソルベンシー・マージン比率の信頼性にかかる一層の向上の観点から、ソルベンシー・マージン比率の算出にかかる法令等が改正され、当事業年度末(平成24年3月31日)から新基準^(注)が適用されます。適用開始までの間、新基準に基づいて算出したソルベンシー・マージン比率を参考表示いたします。

なお、新基準のソルベンシー・マージン比率は、リスク計測の厳格化等により、現行基準に比べ低下する場合がありますが、現行基準と同様、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

(注)「新基準」とは、現行基準に平成22年4月20日付内閣府令第23号及び金融庁告示第48号(平成24年3月31日から適用)の改正内容を反映したものであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
(A) ソルベンシー・マージン総額	11,105	11,236
資本金又は基金等	9,845	10,312
価格変動準備金	17	20
危険準備金	0	0
異常危険準備金	1,058	547
一般貸倒引当金	0	0
その他有価証券の評価差額(税効果控除前)	184	356
土地の含み損益	-	-
払戻積立金超過額	-	-
負債性資本調達手段等	-	-
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	-	-
控除項目	-	-
その他	-	-
(B) リスクの合計額 $\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$	5,295	5,299
一般保険リスク(R ₁)	4,799	4,799
第三分野保険の保険リスク(R ₂)	-	-
予定利率リスク(R ₃)	0	0
資産運用リスク(R ₄)	515	543
経営管理リスク(R ₅)	168	169
巨大災害リスク(R ₆)	300	300
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	419.4%	424.0%